

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		認定特定創業支援事業により支援を受けたことの証明
根拠法令(例規)及び条項		経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第 7 条
法 令 (例 規) 番 号		平成 26 年経済産業省令第 1 号
関 係 条 項		産業競争力強化法第 2 条第 23 項
所 管 課 係 名		経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準	【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則】 (認定特定創業支援事業により支援を受けたことの証明) 第七条 法第二条第二十三項第一号若しくは第三号の認定特定創業支援事業により支援を受けて創業を行おうとする者又は同項第二号に掲げる者のうち当該支援を受けた者は、当該支援を受けたことについて、当該認定特定創業支援事業が記載された創業支援事業計画の認定を受けた市町村の長の証明を受けなければならない。 2 前項の規定により証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村の長に提出しなければならない。 一 証明を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 支援を受けた認定特定創業支援事業の内容及び期間 三 前号の支援を受けて行う事業の内容 四 前号の事業の開始時期
	審査基準未設定理由	☒：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		7 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		商店街振興組合の設立認可
根拠法令(例規)及び条項		商店街振興組合法第 36 条第 1 項
法令(例規)番号		昭和 37 年法律第 141 号
関係条項		同法第 6 条及び第 9 条又は第 11 条
所 管 課 係 名		経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準	【商店街振興組合法】 (商店街振興組合の地区) 第六条 商店街振興組合の地区は、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の三十人以上が近接してその事業を営む市(特別区を含む。第十一条第二項及び第八十八条の場合を除き、以下同じ。)の区域に属する地域であつて、その大部分に商店街が形成されているものでなければならない。ただし、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の三十人以上が近接してその事業を営む地域であつてその大部分に商店街が形成されているものが、市の区域と当該市に隣接する町村の区域にまたがる場合は、当該商店街が形成されている地域の大部分が当該市の区域に属する場合に限り、当該町村の区域にまたがる部分の地域をその地区に含むことができる。 2 商店街振興組合の地区は、二以上の都府県の区域にまたがるものであつてはならない。 (商店街振興組合の設立) 第九条 商店街振興組合は、組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員となり、かつ、総組合員の二分の一以上が小売商業又はサービス業に属する事業を営む者であるものでなければ、設立することができない。 (連合会の設立) 第十一条 連合会は、会員たる資格を有する組合の二分の一以上が会員となるのでなければ、設立することができない。 2 市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。以下この項において同じ。)の区域に属する地域の全部をその地区とする連合会又は市の区域に属する地域の一部を地区とする商工会議所が設立されている場合においては、当該市の区域に属する地域のうち当該商工会議所の地区である地域の全部をその地区とする連合会は、設立することができない。
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間		30 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		組合員による役員改選総会招集の承認
根拠法令(例規)及び条項		商店街振興組合法第 55 条第 5 項 (第 58 条第 2 項、第 59 条準用)
法令(例規)番号		昭和 37 年法律第 141 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ☒ イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		10 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		定款変更の認可
根拠法令(例規)及び条項		商店街振興組合法第 62 条第 2 項及び第 3 項
法令(例規)番号		昭和 37 年法律第 141 号
関 係 条 項		同法第 6 条・第 9 条・第 11 条・第 36 条第 2 項及び第 3 項
所 管 課 係 名		経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準	【商店街振興組合法】 (商店街振興組合の地区) 第六条 商店街振興組合の地区は、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の三十人以上が近接してその事業を営む市(特別区を含む。第十一条第二項及び第八十八条の場合を除き、以下同じ。)の区域に属する地域であつて、その大部分に商店街が形成されているものでなければならない。ただし、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の三十人以上が近接してその事業を営む地域であつてその大部分に商店街が形成されているものが、市の区域と当該市に隣接する町村の区域にまたがる場合は、当該商店街が形成されている地域の大部分が当該市の区域に属する場合に限り、当該町村の区域にまたがる部分の地域をその地区に含むことができる。 2 商店街振興組合の地区は、二以上の都府県の区域にまたがるものであつてはならない。 (商店街振興組合の設立) 第九条 商店街振興組合は、組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員となり、かつ、総組合員の二分の一以上が小売商業又はサービス業に属する事業を営む者であるものでなければ、設立することができない。 (連合会の設立) 第十一条 連合会は、会員たる資格を有する組合の二分の一以上が会員となるのでなければ、設立することができない。 2 市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。以下この項において同じ。)の区域に属する地域の全部をその地区とする連合会又は市の区域に属する地域の一部を地区とする商工会議所が設立されている場合においては、当該市の区域に属する地域のうち当該商工会議所の地区である地域の全部をその地区とする連合会は、設立することができない。
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間		30 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		余裕金運用の認可
根拠法令(例規)及び条項		商店街振興組合法第 67 条の 2
法令(例規)番号		昭和 37 年法律第 141 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ☒ イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		定めなし
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		組合合併の認可
根拠法令(例規)及び条項		商店街振興組合法第 73 条第 3 項、第 4 項
法令(例規)番号		昭和 37 年法律第 141 号
関 係 条 項		商店街振興組合法第 36 条第 2 項及び第 3 項
所 管 課 係 名		経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ☒ イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		30 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		組合合併の認可
根拠法令(例規)及び条項		商店街振興組合法第 73 条第 3 項、第 4 項
法令(例規)番号		昭和 37 年法律第 141 号
関 係 条 項		商店街振興組合法第 36 条第 2 項及び第 3 項
所 管 課 係 名		経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ☒ イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		30 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	検査の請求	
根拠法令(例規)及び条項	商店街振興組合法第 81 条第 2 項	
法令(例規)番号	昭和 37 年法律第 141 号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係	
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ☒ イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		先端設備等導入計画の認定
根拠法令(例規)及び条項		生産性向上特別措置法第 40 条第 4 項
法令(例規)番号		平成 30 年法律第 25 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準	【生産性向上特別措置法】 (先端設備等導入計画の認定) 第四十条 同意導入促進基本計画に基づく先端設備等の導入（以下「先端設備等導入」という。）をしようとする中小企業者は、その実施しようとする先端設備等導入に関する計画（以下この条及び次条において「先端設備等導入計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、その導入する先端設備等の所在地を管轄する特定市町村（同意導入促進基本計画を作成した市町村をいう。以下同じ。）に提出して、その認定を受けることができる。 2 二以上の中小企業者が先端設備等導入を共同で行おうとする場合にあっては、当該二以上の中小企業者は共同して先端設備等導入計画を作成し、前項の認定を受けることができる。 3 先端設備等導入計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 先端設備等の種類及び導入時期 二 先端設備等導入の内容 三 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法 4 特定市町村は、第一項の認定の申請があった場合において、その先端設備等導入計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。 一 当該先端設備等導入計画が導入促進指針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合するものであること。 二 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 5 特定市町村は、第一項の認定をしたときは、経済産業大臣に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
	標準処理期間	日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		先端設備等導入計画の変更等
根拠法令(例規)及び条項		生産性向上特別措置法第 41 条第 5 項で準用する第 40 条第 4 項
法令(例規)番号		平成 30 年法律第 25 号
関 係 条 項		生産性向上特別措置法第 40 条第 4 項
所 管 課 係 名		経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準	【生産性向上特別措置法】 (先端設備等導入計画の認定) 第四十条 同意導入促進基本計画に基づく先端設備等の導入（以下「先端設備等導入」という。）をしようとする中小企業者は、その実施しようとする先端設備等導入に関する計画（以下この条及び次条において「先端設備等導入計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、その導入する先端設備等の所在地を管轄する特定市町村（同意導入促進基本計画を作成した市町村をいう。以下同じ。）に提出して、その認定を受けることができる。 2 二以上の中小企業者が先端設備等導入を共同で行おうとする場合にあっては、当該二以上の中小企業者は共同して先端設備等導入計画を作成し、前項の認定を受けることができる。 3 先端設備等導入計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 先端設備等の種類及び導入時期 二 先端設備等導入の内容 三 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法 4 特定市町村は、第一項の認定の申請があった場合において、その先端設備等導入計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。 一 当該先端設備等導入計画が導入促進指針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合するものであること。 二 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 5 特定市町村は、第一項の認定をしたときは、経済産業大臣に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間		日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		特定中小企業者の認定
根拠法令(例規)及び条項		中小企業信用保険法第 2 条第 5 項、第 6 項
法令(例規)番号		昭和 37 年法律第 141 号
関係条項		
所 管 課 係 名		経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準	【中小企業信用保険法】 第 2 条 5 この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて、次の各号のいずれかに該当することについてその住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。 一 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てその他経済産業大臣が定める事由が生じた事業者であつて、経済産業大臣が指定したのものに対する売掛金債権その他経済産業省令で定める債権の回収が困難であるため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。 二 取引の相手方たる事業者その他の事業者が事業活動の制限であつて経済産業大臣が指定したものを実施していることにより、次に掲げる事由のうち中小企業者の事業活動に著しい支障を生じていると認められるものとして経済産業大臣が定めるものが生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。 イ 当該事業者と取引を行う中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由 ロ イに掲げるもののほか、当該事業者の事業活動に相当程度依存している相当数の中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由 ハ イ及びロに掲げるもののほか、指定地域（当該事業活動の制限により当該事業者の事業所が所在する特定の地域内に事業所を有する相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じていると認められるものとして経済産業大臣が指定する地域をいう。）内に事業所を有する相当数の中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由 三 災害その他の突発的に生じた事由であつて、その発生に起因して特定の業種に属する事業を行う相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られていると認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その業種に属する事業をその地域において行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が地域を限って指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。 四 災害その他の突発的に生じた事由であつて、その発生に起因して相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られていると認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その地域内に事業所を有する中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する中小企業者であり、かつ、当該中小企業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

		五 その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。 六 破綻金融機関等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第四項に規定する破綻金融機関、同条第十二項に規定する被管理金融機関、同条第十三項に規定する承継銀行、同法第一百一十二条第二項に規定する特別危機管理銀行、同法第二百二十六条の二第一項第二号に規定する特定第二号措置に係る同項に規定する特定認定に係る金融機関、同法第二百二十六条の三十四第三項第一号に規定する特定承継銀行及び同法附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行（同条第四項第四号に規定する承継勘定に係る業務を行う場合に限り。）並びに金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第二条第五項に規定する被管理金融機関、同条第七項に規定する承継銀行及び同条第八項に規定する特別公的管理銀行をいう。）と金融取引を行っていたことにより、銀行その他の金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。 七 銀行その他の金融機関が支店の削減等による経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整であつて経済産業大臣が指定したものを実施していることにより、当該金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。 八 銀行その他の金融機関が当該中小企業者に対して有する貸付債権を特定協定銀行（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう。）又は株式会社産業再生機構に譲渡したことにより、当該金融機関その他の金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じている中小企業者のうち、適切な事業計画を有することその他の経済産業大臣が定める基準に適合することによりその事業の再生が可能と認められるもの 6 この法律において「特例中小企業者」とは、中小企業者であつて、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合において、その信用の収縮の影響により銀行その他の金融機関からの借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていることについて、その住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間		
備考		